

香川県立ミュージアム使用料規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

香川県立ミュージアム使用料規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立ミュージアム条例（平成11年香川県条例第6号）第1条第1項の香川県立ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する規則で定める額並びに特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料、同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館の項に規定する規則で定める額並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する規則で定める額並びに芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別表第1のとおりとする。

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の還付)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1) 天災地変その他香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号。以下「ミュージアム規則」という。）第7条第1項

に規定する利用者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。 全額

(2) ミュージアム規則第7条第1項に規定する変更許可により過納額が生じたとき。 当該過納額

(3) ミュージアム規則第5条に規定する特別展示室等を利用する日（2日以上継続して利用する場合は、その初日）の1月前までにミュージアム規則第8条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

第4条 第1号から第6号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第7号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び企画展示室の観覧料を免除する。

(1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

(3) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者

(5) 保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの

(6) 学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者

(7) 特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する者

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、同号に該当することを証明するに足りる書類を提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。

4 第1項第3号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。

5 第1項第4号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

6 第1項第5号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足りる書類を提示しなければならない。

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

8 第1項第7号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

(観覧料の減額)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、団体で利用する場合における歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料に相当する額に減額する。

- (1) かがわウエルカムカード（公益社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (2) 文化観光施設入場割引券（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、かがわウエルカムカードを提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、文化観光施設入場割引券を提出しなければならない。

4 学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者並びに前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者については、第2条第2項に規定する観覧料を、その3分の1に相当する額に減額する。

(資料画像等使用料の免除)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、資料画像等使用料を免除する。

- (1) 歴史、芸術及び民俗に関する教育、学術上の調査研究又は啓発を目的として資料画像等の利用をする者
- (2) ミュージアムの広報に資する用途に供することを目的として資料画像等の利用をする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムの使用料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 香川県立ミュージアム

(1) 特別展示室、講堂及び研修室使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|-----------|-------------------|---------|
| 特別展示室（全面） | 午前9時から午後5時まで | 29,600円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 2,370円 |
| 特別展示室（A） | 午前9時から午後5時まで | 15,800円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 1,270円 |
| 特別展示室（B） | 午前9時から午後5時まで | 13,800円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 1,110円 |
| 講堂 | 午前9時から正午まで | 7,620円 |
| | 午後1時から午後5時まで | 12,190円 |
| | 正午から午後1時まで 30分当たり | 1,510円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 1,830円 |
| 研修室 | 午前9時から正午まで | 3,070円 |
| | 午後1時から午後5時まで | 4,910円 |
| | 正午から午後1時まで 30分当たり | 610円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 740円 |

(2) 冷暖房使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|-----------|--------------|---------|
| 特別展示室（全面） | 午前9時から午後5時まで | 14,800円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 990円 |
| 特別展示室（A） | 午前9時から午後5時まで | 7,900円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 530円 |
| 特別展示室（B） | 午前9時から午後5時まで | 6,900円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 460円 |

| | | |
|-----|-------------------|--------|
| 講堂 | 午前9時から正午まで | 3,810円 |
| | 午後1時から午後5時まで | 6,090円 |
| | 正午から午後1時まで 30分当たり | 760円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 770円 |
| 研修室 | 午前9時から正午まで | 820円 |
| | 午後1時から午後5時まで | 1,300円 |
| | 正午から午後1時まで 30分当たり | 160円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 170円 |

(3) 資料画像等使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|------|------------|--------|
| 資料画像 | 1点につき1回当たり | 5,000円 |

(4) 附属設備及び器具の使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|--------|--------------|--------|
| 展示ケースA | 1台につき | |
| | 1日当たり | 1,500円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 100円 |
| 展示ケースB | 1台につき | |
| | 1日当たり | 1,200円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 80円 |
| 展示ケースC | 1台につき | |
| | 1日当たり | 1,000円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 70円 |
| 展示ケースD | 1台につき | |
| | 1日当たり | 900円 |

| | | |
|-------------------|--------------|------|
| 展示ケースE | 午後5時後 30分当たり | 60円 |
| | 1台につき | |
| 展示台 | 1日当たり | 800円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 60円 |
| 特別展示室用スポットライト | 1台につき | |
| | 1日当たり | 100円 |
| 特別展示室用スポットライト (小) | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| | 1台につき | |
| 演台 | 1日当たり | 50円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| 司会者台 | 1式につき | |
| | 半日当たり | 500円 |
| 机 | 午後5時後 30分当たり | 70円 |
| | 1台につき | |
| 椅子 | 半日当たり | 200円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 30円 |
| | 1脚につき | |
| | 半日当たり | 70円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| | 1脚につき | |
| | 半日当たり | 40円 |

| | | |
|------------|--------------|--------|
| | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| マイクロホン | 1本につき | |
| | 半日当たり | 200円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 30円 |
| 講堂用拡声装置 | 1式につき | |
| | 半日当たり | 1,750円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 220円 |
| 研修室用拡声装置 | 1式につき | |
| | 半日当たり | 1,120円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 140円 |
| 調光装置 | 1式につき | |
| | 半日当たり | 1,400円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 180円 |
| ホリゾントライト | 1列につき | |
| | 半日当たり | 460円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 60円 |
| サスペンションライト | 1列につき | |
| | 半日当たり | 340円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 50円 |
| ボーダーライト | 1列につき | |
| | 半日当たり | 400円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 50円 |
| シーリングライト | 1列につき | |
| | 半日当たり | 560円 |

| | | |
|-----------|--------------|------|
| | 午後5時後 30分当たり | 70円 |
| 音声ガイドシステム | 1台につき1回当たり | 500円 |

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。

(5) 電気特別使用料

| 単 位 | 使用料の額 |
|---------------|-------|
| 使用量1キロワット時当たり | 20円 |

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定するものとし、その使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

(6) 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

| 種 類 | 使用料の額 |
|----------------|---------|
| 100円券 (11枚) | 1,000円 |
| 100円券 (60枚) | 5,000円 |
| 100円券 (100枚) | 8,000円 |
| 100円券 (500枚) | 36,500円 |
| 100円券 (1,000枚) | 7万円 |
| 6,000円券 | 5,000円 |
| 1万円券 | 8,000円 |

2 香川県立ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館

資料画像等使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|------|------------|--------|
| 資料画像 | 1点につき1回当たり | 5,000円 |

3 香川県立ミュージアム香川県文化会館

(1) 芸能ホール、県民ギャラリー及び和室使用料

| 区 分 | 種 類 | 単 位 | 使用料の額 |
|-----------------------------------|-------|---------------------|---------|
| 芸能ホール（客席、舞台及び楽屋） | 平日 | 午前9時から正午まで | 6,520円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 10,430円 |
| | | 午後6時から午後9時まで | 9,390円 |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 1,290円 |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 1,560円 |
| | | 午後9時後 30分当たり | 1,560円 |
| | 休日等 | 午前9時から正午まで | 8,040円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 12,860円 |
| | | 午後6時から午後9時まで | 11,580円 |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 1,600円 |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 1,930円 |
| | | 午後9時後 30分当たり | 1,920円 |
| | 練習等 | 午前9時から正午まで | 3,260円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 5,210円 |
| | | 午後6時から午後9時まで | 4,690円 |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 650円 |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 780円 |
| | | 午後9時後 30分当たり | 780円 |
| 県民ギャラリー（2階展示室、3階展示室、2階通路東及び2階通路西） | 全面 | 午前9時から午後5時まで | 18,560円 |
| | | 午後5時後 30分当たり | 1,390円 |
| | 2階展示室 | 午前9時から午後5時まで | 6,210円 |
| | | 午後5時後 30分当たり | 470円 |

| | | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|--------|
| 和室 (27畳及び10畳・4.5畳) | 3階展示室 | 午前9時から午後5時まで | 9,090円 |
| | | 午後5時後 30分当たり | 680円 |
| | 2階通路東 | 午前9時から午後5時まで | 1,900円 |
| | | 午後5時後 30分当たり | 140円 |
| | 2階通路西 | 午前9時から午後5時まで | 1,360円 |
| | | 午後5時後 30分当たり | 100円 |
| | 27畳 | 午前9時から正午まで | 1,100円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 1,760円 |
| | | 午後6時から午後9時まで | 1,590円 |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 220円 |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 260円 |
| | | 午後9時後 30分当たり | 270円 |
| | 10畳・4.5畳 | 午前9時から正午まで | 1,100円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 1,760円 |
| | 午後6時から午後9時まで | 1,580円 | |
| | 正午から午後1時まで 30分当たり | 220円 | |
| | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 260円 | |
| | 午後9時後 30分当たり | 260円 | |

備考 芸能ホールにおける「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）をいい、「練習等」とは準備又は練習のために利用する場合をいう。

(2) 冷暖房使用料

| 区 分 | 種 類 | 単 位 | 使用料の額 |
|------------------|-----|--------------|--------|
| 芸能ホール（客席、舞台及び楽屋） | | 午前9時から正午まで | 3,260円 |
| | | 午後1時から午後5時まで | 5,210円 |

| | | | | |
|-----------------------------------|-----|---------------------|-------------------|--------|
| 県民ギャラリー（2階展示室、3階展示室、2階通路東及び2階通路西） | 全面 | 午後6時から午後9時まで | 4,690円 | |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 650円 | |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 780円 | |
| | | 午後9時後 30分当たり | 780円 | |
| | | 午前9時から午後5時まで | 4,640円 | |
| | | 午後5時後 30分当たり | 290円 | |
| | | 2階展示室 | 午前9時から午後5時まで | 1,550円 |
| | | | 午後5時後 30分当たり | 90円 |
| | | 3階展示室 | 午前9時から午後5時まで | 2,270円 |
| | | | 午後5時後 30分当たり | 140円 |
| | | 2階通路東 | 午前9時から午後5時まで | 480円 |
| | | | 午後5時後 30分当たり | 30円 |
| | | 2階通路西 | 午前9時から午後5時まで | 340円 |
| | | | 午後5時後 30分当たり | 20円 |
| 和室（27畳及び10畳・4.5畳） | 27畳 | 午前9時から正午まで | 280円 | |
| | | 午後1時から午後5時まで | 440円 | |
| | | 午後6時から午後9時まで | 400円 | |
| | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 50円 | |
| | | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 60円 | |
| | | 午後9時後 30分当たり | 70円 | |
| | | 10畳・4.5畳 | 午前9時から正午まで | 270円 |
| | | | 午後1時から午後5時まで | 440円 |
| | | | 午後6時から午後9時まで | 390円 |
| | | | 正午から午後1時まで 30分当たり | 50円 |

| | | |
|--|---------------------|-----|
| | 午後5時から午後6時まで 30分当たり | 60円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 60円 |

(3) 附属設備及び器具の使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|--------------|--------------|-------|
| 受付用小机 (椅子付き) | 1台につき | |
| | 1日当たり | 400円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 30円 |
| 展示ケースA | 1台につき | |
| | 1日当たり | 500円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 40円 |
| 展示ケースB | 1台につき | |
| | 1日当たり | 400円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 30円 |
| 彫塑台 | 1台につき | |
| | 1日当たり | 300円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 20円 |
| 展示台 | 1台につき | |
| | 1日当たり | 150円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| スポットライト | 1個につき | |
| | 1日当たり | 50円 |
| | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| 会議用机 (折り畳み式) | 1台につき | |
| | 1日当たり | 140円 |

| | | |
|---------------------------|--------------|--------|
| ひな壇 (5枚1組) | 午後5時後 30分当たり | 10円 |
| | 1組につき | |
| ピンスポット (1キロワット) | 1回当たり | 710円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 90円 |
| スポットライト (1キロワット) マグノカラー付き | 1台につき | |
| | 1回当たり | 500円 |
| フットライト (3.2キロワット) | 午後9時後 30分当たり | 70円 |
| | 1台につき | |
| 演台設備 (花台付き) | 1回当たり | 500円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 70円 |
| 赤毛せん | 1式につき | |
| | 1回当たり | 1,500円 |
| 座布団 (舞台用) | 午後9時後 30分当たり | 190円 |
| | 1式につき | |
| 折り畳み椅子 | 1回当たり | 710円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 90円 |
| 座布団 (舞台用) | 1枚につき | |
| | 1回当たり | 100円 |
| 折り畳み椅子 | 午後9時後 30分当たり | 20円 |
| | 1脚につき | |
| 折り畳み椅子 | 1回当たり | 100円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 20円 |
| 折り畳み椅子 | 1脚につき | |
| | 1回当たり | 40円 |

| | | |
|--------------|--------------|--------|
| 会議用机 (折り畳み式) | 午後9時後 30分当たり | 10円 |
| | 1台につき | |
| ピアノ | 1回当たり | 70円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 10円 |
| 金びょうぶ (大) | 1式につき | |
| | 1回当たり | 3,000円 |
| 金びょうぶ (小) | 午後9時後 30分当たり | 380円 |
| | 1双につき | |
| 白びょうぶ (大) | 1回当たり | 3,000円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 380円 |
| 音響装置 | 1双につき | |
| | 1回当たり | 2,000円 |
| マイク | 午後9時後 30分当たり | 250円 |
| | 1式につき | |
| 毛せん (茶席用) | 1回当たり | 1,750円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 220円 |
| | 1本につき | |
| | 1回当たり | 200円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 30円 |
| | 1枚につき | |
| | 1回当たり | 70円 |

| | | |
|-----|--------------|-----|
| 座布団 | 午後9時後 30分当たり | 10円 |
| | 1枚につき | |
| | 1回当たり | 50円 |
| | 午後9時後 30分当たり | 10円 |

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの時間をいう。

(4) 電気特別使用料

| 単 位 | 使用料の額 |
|---------------|-------|
| 使用量1キロワット時当たり | 20円 |

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定するものとし、その使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

別表第2 (第2条関係)

| 種 類 | 観覧料の額 |
|-----------------|--------|
| 香川県立ミュージアム年間観覧券 | 3,000円 |

別記様式（第4条関係）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所
氏名

観覧料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-------------|----------------------|
| 引率者職氏名 | |
| 学校等名 | |
| 目的 | |
| 人員（引率者を除く。） | |
| 入室日時 | 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで |